都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する 専門的知見を有する職員の配置状況について(概要) (令和2年4月1日現在)

- 1. 専門的知見を有する職員の配置状況の概要
 - ・専門的知見を有する職員を配置している都道府県の数 38 都道府県 81% (平成31年度:36 都道府県 77%)
 - ・1 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数3.8人(平成31年度 3.4人)

「うち常勤職員 2.8人(平成31年度:2.7人) ま常勤職員 1.0人(平成31年度:0.9人)

	常勤職員	うち本庁内	非常勤職員	計
専門的知見を有する職員(A)	132 人	40 人	47 人	179 人
	(125 人)	(35 人)	(44 人)	(162 人)
鳥獣行政担当職員(B)	1,610 人	455 人	1, 981 人	3,677 人
(※1、※2)	(1,596 人)	(451 人)	(2, 979 人)	(4,575 人)
(A) / (B)	8. 2%	8. 8%	2. 4%	4. 9%
	(7. 8%)	(7. 8%)	(1. 5%)	(3. 5%)

() 内は平成31年度

- ※1 鳥獣被害対策など関連部局、公立の調査研究機関(独立行政法人を含む)及び試験 場を含む。
- ※2 地方公務員法の改正により、令和2年度から鳥獣保護管理員を特別職非常勤職員又 は会計年度任用職員として任用していない都道府県では、鳥獣保護管理員を非常勤の 鳥獣行政担当職員として集計に含めていない場合があり、鳥獣行政担当職員は平成 31年度より898名の減少となっている。
- 2. 専門的知見を有する職員を5人以上配置している都道府県

都道府県名	人数
北海道	19人
島根県	17人
長野県	15人
兵庫県	14人
栃木県	12人
京都府	8人
福島県、沖縄県	7人
愛知県	6人
神奈川県、静岡県、岡山県	5人

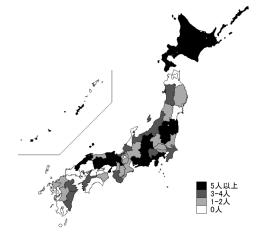


図1 専門的知見を有する職員の配置状況

3. 専門的知見を有する職員 179 人の内訳

専門的職員の要件	内訳(人)※
	(割合)
①環境省の人材登録事業(鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディ	19 人
スーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター)の登録者 	(10.6%)
②農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者	22 人
	(12. 3%)
③環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会(初級編又は上級	34 人
編)、農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修(座学研修(一連のすべ	(19.0%)
ての講座を含む)又はフィールド実習研修)又は林野庁が主催する森林保護管理	
(獣害)研修を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者	
④大学及び大学院において、鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有す	59 人
る者(※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者)	(33.0%)
⑤上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者(例えば、鳥獣管理	44 人
士の資格保有者、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者、鳥獣保護	(24. 6%)
管理について各地域で講義や講演を多数実施して、鳥獣保護管理に係る指導の	
経験が豊富な方、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者として国や都道府	
県等の検討会委員を委嘱されている方)	

[※] 複数の要件に該当する者を含む。

(参考) 鳥獣の保護及び管理の専門的な知見を有する職員のうち、特定の鳥獣種(イノシシ、ニホンジカ、クマ類、カモシカ、ニホンザル、カワウ)について専門的な知見を有する者

鳥獣種	内訳(人)※
	(割合)
イノシシ	22 人
	(12. 3%)
ニホンジカ	29 人
	(16. 3%)
クマ類	26 人
	(14. 5%)
カモシカ	7人
	(3.9%)
ニホンザル	15 人
	(8.4%)
カワウ	4人
	(2. 2%)

[※] 複数の鳥獣種に該当する者を含む。